

① (健康保険)事業所整理番号の記入方法

医療機関の受付にて提示する、健康保険 被保険者証にて記入する場合。

- 健康保険証によって健康保険タイプが有ります。
- 健康保険タイプの確認は、保険者名称等に記載が有ります。
(例) 全国健康保険協会(協会けんぽ)
東芝健康保険組合
三谷健康保険組合
全国土木建築国民健康保険組合
- 事業所整理番号の確認は、『記号』と書かれている欄に記載が有ります。

例:協会けんぽの被保険者証



★ 見積書表紙への記入方法

- 左側に保険タイプの種類(保険協会名or保険組合名)
- 右側に事業所整理番号(右詰めにて記入して下さい。)
全国健康保険協会:7~8桁
各事業所保険組合:4~6桁程度

② (厚生年金保険)事業所整理番号の記入方法

事業所ごとに付与された「数字一カタカナ」・「漢字一ひらがな」の文字列です。
・年金事業所から送付される「納入告知書」や「健康保険・厚生年金保険被保険者 標準報酬月額決定通知書」や「適用通知書」や「保険料納入告知額・領収済額通知書」などに記載されています。
・例は「61ーくせり」ですが、通知報告書など、書類によっては「渋谷ーくせり」のように「漢字一ひらがな」の組み合わせが記載されている場合もあります。

(厚生年金保険)事業所番号の記入方法

事業所ごとに付与された5桁の数字です。

- 事業所整理番号の右側等にて、記載が有る場合が多いです。

例:納入告知書



③雇用保険にも「事業所番号(11桁)」が有りますが、厚生年金保険の事業所番号とは別物ですので、ご注意ください。

★ 見積書表紙への記入方法

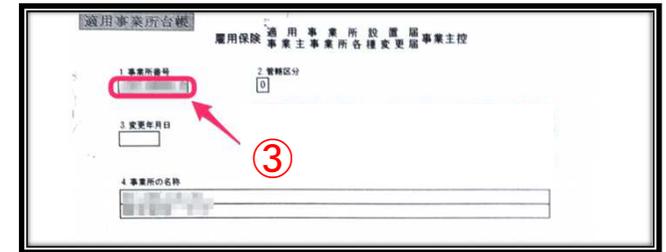
- 左側に事業所整理記号(数字一カタカナ)・(漢字一ひらがな)
- 右側に事業所番号(右詰めにて記入して下さい。)

③ (雇用保険)事業所番号の記入方法

事業所ごとに付与された11桁です。(4桁-6桁-1桁)の数字です。

- 雇用保険適用事業所設置手続きの際に交付された「適用事業所台帳(雇用保険適用事業所設置届事業主控)」などに記載されています。
- 資格取得手続きの際に交付された「雇用保険被保険者資格取得確認通知書(事業主通知用)」などに記載されています。

例:適用事業所台帳



②厚生年金保険にも「事業所番号(5桁)」が有りますが、雇用保険の事業所番号とは別物ですので、ご注意ください。

★ 見積書表紙への記入方法

- 事業所番号を記入して下さい。(4桁-6桁-1桁)
- ※事業所番号が10桁の場合は、(4桁-6桁)にて記入して下さい。

法定福利費計算書(記入例・記入方法)

TSUCHIYA(株) 見積書添付法定福利費計算書

工事名 ○□△新築 工事 工種名 土工事・外構工事等

見積工事使用作業員人数(概算)(A)		基本労務賃金(見積作成時基本単価)(B)		総労務費金額(賃金ベース)(C)
100	×	¥18,000	=	¥1,800,000

総労務費金額(賃金ベース)(C)		社会保険比率(13~16%基準)(D)		法定福利費金額(E)
¥1,800,000	×	13.65%	=	¥245,700

当工事 法定福利費金額(E)	=	¥245,700
----------------	---	----------

1. 作業員人数(A)は、型枠・鉄筋・コン打設については、単位あたりの基準人数を規定とします。
2. 基本労務賃金(B)は、自社の実績値を利用して下さい。自動計算されます総労務費金額(C)が、工事費を超えない様に注意して下さい。
3. (事業主負担分)社会保険比率(D)は、それぞれの会社形態により違いが出ると思われます。記入例は、当社の2014年度実績である13.65%程度としております。**御社の実績にて記入をして下さい。**
4. 見積書には上記計算書で算出した法定福利費金額(E)を、工事費とは区別して表記して下さい。尚、この金額は、出精値引(折衝)とは致しません。また複数工種に成る場合は、法定福利費計算書(複数工種)の様式を使用して下さい。
5. 折衝は工事費+法定福利費を対象に行います。従って発注金額は折衝内定金額+法定福利費金額となり、発注金額に端数が付く場合は、合計金額を丸める事を基本とし、協力業者様の承諾を頂いた上で工事費より出精値引を致します。
6. この法定福利費計算書は、請負工事の発注に対して行う事とし、請負工事でない場合(建設業法で定める工種以外)は必要としません。
7. 工事終了後、作業員人数が当社概算人数と違いが生じた場合は、変更の対象とし弊社・貴社共に適用とします。弊社より支払社会保険料の確認等を求められた場合は、貴社におかれましては誠意を持って、支払いを証明が出来る書類等の提示をお願い致します。